

政治的行為の制限について

- 公立学校の教職員は、地方公共団体の教育活動に従事する公務員であり、勤務する学校を設置する地方公共団体の公務員です。

言うまでもなく、公務員は「一部の奉仕者」ではなく「全体の奉仕者」であり、行政の公正な運営の確保を図る観点から、一定の政治的活動が制限されるとともに、その地位を利用して選挙運動をすることが禁止されています。

- 教育公務員についても、教育の政治的中立性の原則に基づき、学校において特定の政党の支持又は反対のために政治的活動をすることは禁止され、さらに選挙運動等の政治的行為の制限等については、教育公務員特例法及び公職選挙法に特別の定めがなされています。

- このことから、一般の地方公務員の政治的行為の制限は地方公務員法に基づきますが、公立学校の教育公務員については、教育公務員特例法において国家公務員の例によるものとされており、国家公務員法及び人事院規則に規定されている政治的行為の制限が適用されます。

したがって、公立学校の教育公務員について制限される政治的行為は、他の地方公務員について制限されている政治的行為とは異なるものとされ、かつ、その制限の範囲は勤務地域の内外を問わず、全国に及ぶこととなります。

- このほか、公職選挙法では、公務員がその地位を利用して選挙運動をすることは全面的に禁止されており、また、その地位を利用して候補者の推薦、後援団体の結成に参画するような選挙運動とみなされる行為についても禁止されています。

さらに、公職選挙法においては、教員が学校の児童・生徒等に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることはできないこととされており、教員の身分を有する限り、勤務時間の内外を問わず、また、休暇、休職、在籍専従期間、育児休業、停職等により現実に職務に従事しない場合であっても、教育上の地位を利用した選挙運動が禁止されています。

- なお、このような禁止・制限規定に違反した場合は、公務員の服務義務違反として、懲戒処分の対象となります。

特に、教育上の地位を利用した選挙運動は、1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金の対象となり（公職選挙法第239条）、禁錮以上の刑が確定した場合は、免許状が失効する（教育職員免許法第10条）ばかりではなく、公務員としての職を失うこととなります（地方公務員法第28条第4号）。

- 私たちは政治活動を行うために教職員になったわけではないはずですし、それは保護者や地域の期待と大きくかけ離れています。

- 言うまでもなく、教職員は子どもたちの笑顔と未来を創るために全力を尽くす崇高な職業です。このことを今一度心に留めて、目の前の子どものために職務に集中するよう心がけましょう。